

財形年金預金

平成24年6月22日現在

商品名 (愛称)	財形年金預金(期日指定定期預金)
1. 販売対象	<ul style="list-style-type: none">・個人の方のみ(1人1契約で1金融機関)・財形預金契約先企業勤務で55才未満の勤労者の方
2. 期間	<ul style="list-style-type: none">・積立期間5年以上(年1回以上の預入が必要です)(年金受取開始日までに最終預入日から6カ月以上5年以内の据置期間が必要)
3. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none">・給与または賞与からの天引き預入・1回500円以上・1円単位
4. 払戻方法 (払戻要件)	<ul style="list-style-type: none">・満60才に達した日以降、5年以上20年以内の期間にわたり、3ヶ月毎にご指定の預金口座に入金します
5. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none">・固定金利・預入毎に次の預入期間に応じた預入時(継続時)の店頭表示の利率を適用します。 ①1年以上2年未満 1年以上2年未満の期日指定定期預金利率 ②2年以上 財形年金預金利率・個別の預入定期預金毎に満期日に一括して支払います・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算
6. 税金	<ul style="list-style-type: none">・財形住宅と合算して550万円まで非課税・限度額超過の場合は全額課税対象となります(分離課税20%[国税15%、地方税5%])※課税対象となった場合の税率は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。・要件以外で払出しをした場合、原則5年間に遡って課税の対象となります(追徴課税)※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間の追徴課税率は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。
7. 手数料	_____
8. 付加できる 特約事項	_____
9. 中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none">・全額解約のみ可能で一部解約はできません・年金以外で払出しの場合は過去5年にわたる利息および解約利息について課税されます・ただし、年金の払出し開始後5年超の場合には解約利息のみで課税されます・満期日前に解約する場合は、預入金額毎に預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率により1年毎に複利計算した期限前解約利息とともに支払います ①6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率 ②6ヶ月以上1年未満 財形年金預金利率×40% ③1年以上2年未満 1年以上2年未満の期日指定定期預金利率 ④2年以上3年未満 財形年金預金利率
10. 金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none">・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい
11. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none">・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部(9時~17時、電話:0120-15-2489)にお申し出ください。・紛争解決措置 兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:

	<p>03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・積立期間および据置き期間内の払戻しはできません ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護されます（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます）

日新信用金庫